

飯塚市キャッシュレス決済導入等業務委託(POS レジ等導入業務)プロポーザルに係る質問及び回答

No	項目	質問事項(原文のまま転記)	回答
1	【実施要項 3】 履行期間、4見積 限度額	履行期間が令和6年3月31日までと なっていますが、見積書のランニング コスト5年間分の合計額として記載さ れています。令和6年3月31日までに 機材を納品、稼働開始は令和6年4 月1日～5年間という理解でしょうか。	見積書には稼働日から5年間のランニングコスト の記載をお願いします。 稼働開始時期は履行期間は令和6年3月31日ま でとしておりますが、令和6年2月頃の稼働開始 を希望しています。
2	【実施要領 4】 見積限度額	「システム利用料、消耗品費(ロール 紙等)のランニングコスト(5年間分) の合計金額」と記載がごさいますが、 システム利用料はクラウド利用料を 指していますでしょうか。また一括で の支払いは必須で月額での支払 いは不可でしょうか。 クラウド利用料一括での支払いが必 須である場合は、製品代とクラウド利 用料の請求をグループ会社で分け て、2枚の請求書発行でも問題ない でしょうか。(但し、御見積書は1枚で 作成致します。)	システム利用料とは、運用に際して必要なPOSシ ステムやクラウドについての利用料等を想定して います。ご提案にこれら以外にも運用に必要なシ ステムがありましたら、これを含んだ金額を見積 限度額へ記載をお願いいたします。 システム利用料は、「導入時に一括での支払い が可能であること」と仕様書に記載しております が、やむを得ない場合は分割(月割)での支払い を可とします。なお、請求者は本業務委託の契約 者となりますので、振込先も契約者様名義の口 座となります。
3	【実施要領 4】 見積限度額につ いて	見積限度額の中に5年分の消耗品 費(ロール紙等)含むとありますが、 仕様書中11、保守運用の(4)導入後 は市の負担とするとありますが、見 積限度額に含んだほうが良いでし ょうか。	お見込みのとおり、消耗品費が発生する場合 は、これを含んだ金額を見積限度額へ記載をお 願いいたします。
4	【実施要領 4】 見積限度額	「消耗品費(ロール紙等)のランニ ングコスト(5年間分)の合計金額」記 載がごさいますが、ロール紙はPOSレ ジ設置台数8台の5年間でのどのく らいの個数のロール紙を想定してい ますでしょうか。納品は5年間分の ロール紙一括での納品となるでし ょうか。またロール紙以外にはど のような消耗品を想定しています でしょうか。	ロール紙の使用数は、本庁市民課3台で年間200 ロール程度、 税務課および各支所市民窓口課で年間40ロー ル×5台で200ロール程度、 合計400ロール程度(年間)を想定しています。 また、ロール紙の納品は、品質保持のため、一 括ではなく、随時の納品を想定しています。 ロール紙以外の消耗品につきましては、ご提案さ れるPOSレジやレシートプリンタ等の機器の仕様 により、運用に必要な消耗品があれば、これを見 積限度額に含めて記載してください。
5	【実施要領 4】 システム利用料の 請求について	契約金額中、システム利用料の請求 は契約業者が委託契約するメンテ ランス会社との、飯塚市様との直接契 約及び支払いが可能でしょうか。	飯塚市と契約業者様のみとの契約となるため、 契約業者様が委託契約されるメンテナンス会社 様との直接契約等はできません。
6	【実施要領 6】 飯塚市有資格者 名簿について	飯塚市有資格者名簿とは、指名願 業 者登録を申請した時の申請書類で しょうか。	お見込みのとおりです。
7	【実施要領 9】 参加表明書等の 提出方法 (2)②	副本はNo.2、No.4、No.5 だと思 いますがNo.4については様式4の社名 の欄(社名・所在地・代表者名)は記 入不要且つ押印も不要で提出で問 題ないでしょうか。 またNo.5 もその理解であっています でしょうか。	お見込みのとおりです。 副本の提出資料No4.No5については、社名等の 記入、押印は不要です。

No	項目	質問事項(原文のまま転記)	回答
8	【実施要領 9】 参加表明書提出の件	副本10部の提出書類No4、No5についても事業者の記載はしないのでしょうか。	お見込みのとおりです。副本の提出資料No4、No5については事業者の名称や事業者が特定される情報(ロゴマーク等)は記載をしないようお願いいたします。
9	【実施要領 13】 審査の手順(3)②	プレゼンテーションですが、実機を用いたデモとのことですが、自動釣銭機も準備が必要となりますでしょうか。 自動釣銭機のみ当日用意するのは大幅な作業のため、代替案としてPOSの部分は実機で、自動釣銭機のデモは動画で対応することは可能ですでしょうか。	自動釣銭機のデモについては動画での対応も可能といたしますが、自動釣銭機の操作性、機能を審査対象としますので、実機を用いたデモの方が商品の優位性を伝えやすくなると思います。
10	【仕様書 7】 調達機器 (1) POSレジ ⑧GS-128について	納付金額の読み込みを行うGS-128のバーコード仕様をご教えてください。 ・桁数 ・コードの法則性 (商品コード、金額など)	「GS1-128シンボルによる標準料金代理収納ガイドライン」(一般財団法人流通システム開発センター、日本代理収納サービス協会)を参照。自由使用欄21桁のうち、料金・税目等の利用企業コードが5桁、その他の自由使用欄16桁
11	【仕様書 7】 調達機器等 (1) POSレジ	「⑪手数料等の追加登録、名称変更等メンテナンスが簡易で行うこと」というのは、POSレジの従業員操作ボタンの使用アイテム名称変更(商品名)の設定のことを指していますでしょうか。	お見込みのとおりです。POSレジのボタンの名称変更や追加が簡易であり、クラウド等にも反映されることが望ましいです。
12	【仕様書 7】 調達機器 (1) POSレジ	GS1-128を使ってレジ決済を行う運用について 主に決済を行う科目が住民票など証明手数料となりますが、仕様書には「GS1-128 バーコードを読み取り、納付金額等の取り込みができるバーコードリーダーを付属すること。」と記載されておりますが、公共料金などの支払いを対応するレジであることを示しておりますでしょうか。 もし示す場合は公共料金を支払った後のデータをどこかのサーバーなどに送る仕様になっておりましたら仕様書を見せていただくことは可能ですでしょうか。	バーコードの読み取りについては、GS1-128バーコードの納付書のデータの読み込むことにより、金額等の情報をPOSレジに表示させることが可能であることを要件としています。収納データをサーバー等に送る仕様にはなってありません。
13	【仕様書 7】 調達機器 (1) POSレジ	JANコードの運用について 住民票など証明手数料を商品登録し、住民票をバーコードリーダーを使ってJANコードで読み取り、住民票をレジ画面に表示させる、もしくはレジ画面より商品選択する形で住民票を表示させてレジ決済を行える運用でも構わないのでしょうか。	仕様書に記載のとおり、合計金額を算出するまでの入力を職員が行う運用を想定しています。レジ画面より商品選択する形で住民票を表示させてレジ決済を行う手順を想定していますが、JANコード等の他の手順でレジ決済を行う運用もご提案により可能です。

No	項目	質問事項(原文のまま転記)	回答
14	【仕様書 7】 調達機器 (3)レシートプリンター	「②レシート出力枚数を柔軟に変更できることが望ましい」とは具体的にどのような状況を想定していますでしょうか。例えば、レシートが機器トラブル等で発行できなかった場合にレシート再発行など。	お客様へお渡しするレシートとは別途、本市にて控えが必要な際に同じレシートを複数枚出力する状況を想定しています。
15	【仕様書 7】 調達機器 (3)レシートプリンター	「③領収書及び利用明細の変更が可能である」ということは、具体的にどのようなことでしょうか。	支払方法に応じて、キャッシュレス決済の場合と現金納付の場合とで変更が可能であることを想定しています。
16	【仕様書 8】 設置・設定作業について	LANケーブルを延伸するまでは飯塚市様の作業とありますが、プロバイダー契約等は含みますでしょうか。	プロバイダー契約等については飯塚市において行います。
17	【仕様書 8】 設置・設定作業 (5)	「幅600mm×奥行600mm×高さ1,000mm程度の架台2台を調達した上で、設置すること」と記載がございますが、台の上にPOSレジ、自動釣銭機を設置することは必須条件でしょうか。	一般的な平均身長 of 成人の操作に適した仕様であれば、架台の上にPOSレジ及び自動釣銭機を設置することは必須ではありません。
18	【仕様書 10】 運用サポート (2)	機器故障及びトラブル発生時には、駆け付けいたしますが時間帯によっては、当日駆け付けできない場合がありますが、その場合でも提案は可能でしょうか。	原則といたしましては、直ちに対応できる体制を整備することが望ましいとしておりますが、時間帯によって当日駆け付けできないことがある場合も提案は可とします。
19	【仕様書 11】 運用保守 (3)	「(保守運用等のための計画停止を除く)」とは具体的にどのようなことを指していますでしょうか。	システム改修、メンテナンス等の計画停止等の状況を想定しております。
20	【仕様書 16】 その他(3)	会議を開催する際の会議の場所は原則として本市庁舎内とする。と記載ありますが、オンラインでの開催は難しいでしょうか。	協議内容に支障が出ない範囲であれば、オンラインでの会議も可能とします。